

第 3 回

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 議事録

第3回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 議事次第

日 時：平成24年3月9日（金）10：28～11：59

場 所：都市センターホテル5階 オリオン

1. 開 会
2. 主催者挨拶
3. 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会規約の改正について
4. 各協議会構成員からの取組状況の報告について
5. 中間報告について
6. 閉 会

○越智参事官（内閣府事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を開催させていただきます。

委員の皆様には、本日御多忙のところ、また雨の中を御出席賜り、大変ありがとうございます。

それでは、これから会議を開催させていただきます。

会議の冒頭に当たりまして、後藤内閣府副大臣よりごあいさつを申し上げます。

○後藤内閣府副大臣 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました防災担当の副大臣をしております後藤でございます。本来であれば、新しく就任しました中川大臣が中間とりまとめに当たってのごあいさつを申し上げるべきでありますけれども、本日、決算委員会を参議院でやっております、終日張りつきということで、私が代わってごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の東日本大震災から今度の日曜日で丸1年が経過をします。この間、多くのことを私たちは教訓として学び、今なお多くの皆さん方が行方不明であり、またたくさんの方々が自宅に戻れず、避難を強いられているという状況であります。この間、たくさんの方々が会議体が発足し、昨年の大震災の教訓をどのような形でこれから生かすかということで、本協議会もその一環として、首都直下型の帰宅困難者にどう対応するかということが本旨だとお伺いしています。3回という、ある意味では集中的に議論をお願いした会でありますけれども、本日、中間とりまとめが行われるとお聞きをしています。是非この協議会の趣旨を生かしながら、また政府としても一昨日、3月7日に中央防災会議の下に検討会の会議をしまして、昨年の大震災の教訓、それぞれの国、自治体、民間関係者の皆さん方の協力の在り方、そして平時に何を備えるかということ、更にはそれを生かしながら今後の災害法制、更には組織の在り方も含めて、あらゆる角度からの見直しを今後精力的にしていきたいと考えています。

いろいろな会議体の中で、いろいろな御議論がございます。昨日も文科省の協議会の中で、災害ネットワークの部分では従来のマグニチュード7から8の想定をすべきだという御提言もございます。そういう部分では更に今日の間接報告を踏まえて、最終報告に向けてより議論を深めていただきながら、万全の形で帰宅困難者対策、また首都中枢機能の維持という形も含めていろいろなとりまとめをしながら、夏にかけては全体像がきちんと国民の皆さん方にお示しができ、私ども政府も含めて万全の形をとれるように努力をしてみたいと思っています。

大変お忙しい中を起こしいただいたそれぞれの構成員の皆さん方には、今後とも更にいろいろな角度からこの協議会、更にはあらゆる会合の中で御議論をいただきながら、いい形で国民の皆さん方、また国のこれからの防災行政の推進のために御尽力いただきますことを心からお願いをして、冒頭のごあいさつにしたいと思います。今日は大変お疲れ様でございます。よろしく申し上げます。

○越智参事官（内閣府事務局） 副大臣、どうもありがとうございました。

続きまして、東京都猪瀬副知事よりごあいさつ申し上げます。

○猪瀬東京都副知事 猪瀬です。

3月11日がすぐ迫っておりますけれども、この協議会の中間とりまとめは夏に出すと、最初そういうふうになっていたのですが、3月11日の前に中間とりまとめを出さなくてどうするのだと。役所のスケジュールはおかしいのですよ。今年の夏に出すなどという発想がおかしい。今日は3月11日の前ですから、中間報告で一定の結論が出て、そして東京都では帰宅困難者条例をもうこの2月に議会に出しました。それから、2月3日に新宿、池袋、東京駅で帰宅困難者訓練をやりました。そういうことでスピード感を持ってやるのがこの震災に対する対策であります。

今日は皆さん、言い忘れたことがあったら必ず言ってください。遠慮なく。ここでこれを言うておかなければまずいよということを是非この場で言うていただいて、この中間とりまとめの中にも必ず反映するような形で、あるいは今後の夏の結論を出すときにも役に立つような形でやりたい。とにかく言い忘れていないか、何か気づき忘れていないか、今、やはり3月11日の前にどうしても言うておきたいことは是非必ず御発言願います。

以上であります。

○越智参事官（内閣府事務局） ありがとうございます。

それでは、早速ですが、お手元の資料を確認させていただきます。

上の方から順々に議事次第、座席表、構成員名簿、出席名簿、議事次第に記載しております資料1から、ずっと資料2-3までございます。構成員提供資料は9つほどありまして、東京都の資料が3種類、さいたま市、不動産協会、日本経済団体連合会の資料が2種類、日本民営鉄道協会及び東日本旅客鉄道からの提供資料となります。それから、日本フランチャイズチェーン協会から御提供の防災カード、こういう青い小さなカードがございます。お手元に配付させていただいております。資料はおそろいでしょうか。

本日御出席の皆様のお紹介につきましては、先ほどお話ししましたお手元の名簿をもって代えさせていただきますので、どうぞ御了承いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、報道機関のうち、カメラにつきましてはここで御退席を、もうされていきますね。お願いいたします。

ここで後藤副大臣は公務の都合で退席させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。これからの進行は座長にお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○原田内閣府政策統括官 内閣府政策統括官の原田でございます。本日は私が進行を務めさせていただきますと思います。

まず、今回本協議会の規約の改正があるようでございますので、その説明を事務局からさせていただきます。

○越智参事官（内閣府事務局） 簡潔にいたします。

資料1と右上に書いてあるものがございます。規約の第3条のところに「協議会は、別紙1の協議会構成員をもって組織する」ということで、1枚飛ばして3枚目を見ていただきますと、別紙1がございます。ちょうど真ん中辺りの東京都立川市長のところにアンダーラインが入っております。支部の代表を交代されたということで、このたび立川市長に構成員になっていただくということでございます。なお、従来の八王子市長はオブザーバーとして引き続き御参加いただくということで、下の方に書いてございます。

以上でございます。

○原田内閣府政策統括官 説明は以上でございますが、この規約改正について異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○原田内閣府政策統括官 では、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

続きまして、構成員の方々から帰宅困難者対策に関するこれまでの取組み状況について順次、御説明をいただきたいと思っております。

まず、東京都の村松部長からよろしく申し上げます。

○村松総合防災部長（東京都事務局） 東京都総務局総合防災部長の村松でございます。恐縮ですが、座ったままで説明させていただきたいと思っております。

お手元の別添資料「東京都帰宅困難者対策条例案の概要」をごらんください。昨年3月11日の東日本大震災では、都内で約350万人の帰宅困難者が発生し、駅周辺や道路等でも交通渋滞が起こるなど、大きな混乱が起きました。東日本大震災を踏まえまして、むやみに移動しないという基本原則の周知徹底が重要であるといったことが再認識されまして、そのための個人や企業などが取り組むべき基本的事項を定めました「一斉帰宅抑制の基本方針」がこの第2回協議会におきまして御承認されたところでございます。都の条例案の内容は、この協議会で申し合わせました基本方針も踏まえたものとなっております。条例案は一斉帰宅の抑制のほかにも、一時滞在施設の確保や安否確認と情報提供、帰宅支援など、こうしたことも盛り込みまして、帰宅困難者対策を推進するための総合的な内容としております。

まず、総則でございますが、総則として知事、都民、事業者それぞれが果たすべき責務を明らかにいたしました。特に知事の責務としまして、条例で規定した内容を具体的に運用していきます実施計画を策定することを盛り込みました。本協議会での議論も踏まえまして、行政としての支援策も含めて今年中には策定予定でございます。

次に一斉帰宅抑制の推進では、災害時における従業員等の施設内待機、そのために必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄、鉄道事業者・集客施設等における利用者の保護、学校等の児童・生徒等の安全確保を努力義務として規定いたしました。

また、安否確認と情報提供としまして、企業に従業員等が安心してとどまれるよう、家族との安否確認と災害関連情報の提供を行うための基盤整備について規定したところでございます。また、都は都民に対し、事業者等は従業員等に対しまして、それぞれ安否確認

手段の周知や災害関連情報の提供を行うこととしております。

一時滞在施設の確保についてでございますが、買い物客など、行き場のない帰宅困難者につきまして、待機場所として一時滞在施設の確保が必要となります。このため都は所有あるいは管理する施設を一時滞在施設として指定していくとともに、施設の確保に向けまして国、区市町村、民間事業者への協力依頼を行うといったことを規定したところでございます。

安全確保後の帰宅支援としまして、都は事業者等と協力してバスや船などの代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションを確保するとともに、災害関連情報を提供することなどにより、安全かつ円滑に帰宅できるよう支援してまいります。

この条例案につきましては2月22日に開会いたしました都議会の第1回定例会に提出しまして、現在、審議中でございます。条例の施行は平成25年4月1日としておりますが、施行前でありましても多くの方々の自主的な取組みの促進も期待しております。都におきましても都立施設を一時滞在施設に指定するための準備に現在、着手しておりますし、また都営地下鉄全駅の備蓄の配備や、あるいは駅構内、列車内のメールやインターネットの利用が年内に順次可能となるよう整備を進めるなど、率先して帰宅困難者対策に取り組んでいるところでございます。帰宅困難者対策を実効あるものとするため、今後とも皆様方と連携しまして、社会全体で取り組む横断的な対策を推進していきたいと思っておりますので、引き続き御理解、御協力を賜りたいと存じます。

続きまして、帰宅困難者対策訓練の結果につきまして御報告申し上げます。資料の「平成23年度東京都帰宅困難者対策訓練結果（概要）」をごらんください。

先般2月3日の帰宅困難者対策訓練は、都と埼玉県、千代田区、新宿区、豊島区の合同で実施したものでございます。高層ビルにおける従業員の一斉帰宅抑制に必要な家族との安否確認、備蓄品の配布等を行うとともに、多数の帰宅困難者の発生が想定されております新宿、豊島、東京の各ターミナル駅におきます利用者保護あるいはツイッターやエリアメールなど、多様な情報提供手段を活用した一時滞在施設への誘導訓練を行いました。更には災害が落ち着いた状況も想定し、徒歩帰宅訓練や自衛隊、米軍等の艦船による海上代替輸送といった帰宅困難者対策として必要な取組みを訓練として実践したものでございます。本日はこの訓練に参加いただきました1万2,000人の方々に対して行ったアンケート結果を通じまして明らかとなりました課題について御報告させていただきます。回答者は3,089名でございますが、設問によっては無回答などもありますので御留意くださいますようお願い申し上げます。

早速内容を御説明いたします。まず、安否確認に関する事項でございます。設問①と②を見比べながらごらんいただきたいと思っております。①で家族と事前に決めていた安否確認手段は何か、②の方では今回の訓練を踏まえて、今後どういう手段を使用するかといった、訓練を通じた変更点についてアンケートをしております。訓練を体験した結果、災害用伝言サービスを選ぶ参加者の割合が増加しました。携帯電話での通話やメールを選ぶ人の割

合が減少しているといったことから、災害用伝言サービスの認知度向上には訓練など、日ごろから習熟、体験することが必要だといった結果が表れております。

続いてその下になりますが、設問の③と④を比較しながらごらんください。これは家族との安否確認手段を事前に決めていましたかという問いをした上で、今回の訓練を踏まえて家族との安否確認手段を今後どうしようと思えますかといった内容について聞いたものでございます。この結果、事前に安否確認手段を決めていない人が5割以上いました。訓練を通じて、安否確認手段を事前に決めないという人は3%、ほとんどいなくなった。こういったことから訓練に参加した一定の効果が表れていると考えております。

続いて、右側の方に目を転じていただきますと、設問の⑤でございます。訓練で実際に家族との安否確認に利用した手段は何かということ年代別にどういう特性があるか比較しようと思ひまして集計したものでございます。20歳代以下と50歳代以上の2つの年齢層の違いでどういう情報手段を使用したかという特性を分析したものでございます。50歳代以上の皆さんは、20歳代と比較してソーシャルネットワークシステム、SNSの利用割合が低い代わりに、携帯電話の通話やメール、こういったふくそうも懸念される手段の利用割合が高いことがわかります。年齢の高い世代に配慮した、年齢の特性に応じた安否確認手段の周知方法の工夫など、そういったことも今後検討しなければいけないのかなという結果が表れてございます。

その下の設問の⑥⑦を比較してごらんください。⑥では利用した安否確認は円滑にいきまされたか、そのうち円滑にいかなかった方に対して⑦ではなぜ円滑にいかなかったのかを問うたものでございます。⑥では円滑にいかなかった方々が半数、5割近くいました。その原因、理由について更に問うたところ、家族との事前の打ち合わせがなかったとか、初めて利用したとか、こういったことが原因として上げられております。一層の操作の習熟とか家族との確認が必要だと、こうした課題も明らかになっております。

次は一時滞在施設への円滑な誘導に関してアンケートを行ったものでございます。一時滞在施設の情報を入手する際に一番役に立ったものは何かという設問でございまして、知人や周りから教えてもらった人が18%、あるいは拡声器、大型ビジョンといった入手手段の割合が高くなっております。目や耳に直接入ってくる情報提供手段の割合が高くなってございますが、災害時の多様な場面を想定しましていろいろな手段を活用していく必要があるのではないかと考えております。

続いて、その下の「3. 帰宅支援」でございます。徒歩で帰宅する者に水、トイレ、災害に関する情報提供を行います災害時帰宅支援ステーションの認知度を問うたものでございます。このアンケートの結果、約4割近くの方がステーションの存在を知らなかったということもありますので、さらなる周知方法の必要があると考えております。

次に、右側の欄になります。最後に、個人の行動について2つ御報告させていただきます。会社や一時滞在施設で待避して、また災害が落ち着いた後、どのような帰宅方法を選択しますかということでございます。この結果、自宅までの距離が長い人も含めまして、

徒歩で帰宅する人を選ぶ割合が高くなっております。例えば交通機関が運休しても徒歩で帰るといった方は、自宅からの距離が 20 キロ以上の方でも 27.9%いらっしゃいます。全体では 44%。こうした徒歩で帰宅すると答えた方の割合も高くなっております。代替輸送につきましても自宅までの距離が長い人を中心に、そのニーズがあるということも明らかになっております。

最後の設問ですが、災害時に安全確認後に徒歩で帰宅する場合に備えて何か準備をしておりますかという設問ですが、やはり 3 割近い方々が特段の準備をしていないということでございますので、こうした自助の取組みを促進する対策についても検討する必要があるといった課題も浮かび上がっております。

この検証結果は安否確認手段の確保、災害関連情報の提供方法、帰宅支援の充実など、今後の対策の検討に生かしていきたいと思っておりますので、引き続き皆様方の御協力、御理解をよろしくお願いいたします。

東京都からの報告は以上でございます。

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

質問等につきましては、後でまとめてお願いすることにしまして、続いてやりたいと思っております。

さいたま市の荒澤部長、よろしくお願いいたします。

○さいたま市 さいたま市でございます。

本市からは東日本大震災を踏まえた帰宅困難者対策の取組みについて御報告させていただきます。

お手元の資料 1 をごらんいただきたいと思います。まず、帰宅困難者対策として一時滞在施設の確保についてでございますが、3 月 11 日の東日本大震災の際に JR 大宮駅では 5,000 人以上の帰宅困難者が発生し、さいたまスーパーアリーナに避難誘導したほか、市内各駅でも多数の駅前滞留者が発生し、指定避難所に避難した帰宅困難者も合わせると約 7,000 人となりました。また、駅周辺事業者の自発的な施設内への受け入れがあったと伺っていることから、いつ起こるかかわからない災害に備えて、一時滞在施設の確保に当たらせていただいているところでございます。その結果、これまでに災害協定を結んでいたさいたまスーパーアリーナやホテルに加え、新たに鉄道博物館や駅周辺のイベントホールやデパートなど、民間事業者の御理解と御協力をいただき、公共施設を含む 16 施設を帰宅困難者一時滞在施設として指定をさせていただきました。既に協定を締結しているホテル 7 施設と合わせますと 5,000 人を上回る規模の一時滞在が可能となり、さいたまスーパーアリーナに 5,300 人収容したことと合わせて、約 1 万人を超える規模の帰宅困難者の受け入れを可能とすることができました。

次に、資料 2 でございます。安否確認訓練の実施について御報告させていただきます。これまでの徒歩帰宅者への支援を想定した防災対策に対して、本協議会によるアンケート調査からでも明らかですが、無理をしてでも帰宅しようとする理由として、家族の安否確

認のためが最も多く、電話などの通信手段がふくそうする中、多くの方々が家族の安否を確認できない余りに家路を急ぐことを選択しております。このようなことから、本市では商工会議所を通じ、帰宅困難者対策の一環として市内事業所に勤務する従業員とその家族を対象に、携帯電話の災害用伝言板サービスによる安否確認訓練を2月1日に実施いたしました。災害用伝言板や災害伝言ダイヤルの普及・啓発はこれまでも9都県市を初めとする各自治体で行ってきましたが、事業者に向けて実際の運用方法を示して行う安否確認訓練は全国的にも初めてのケースとっております。訓練実施後に報告をいただきました企業は16社、447名にとどまり、事業者に依頼しての取組みとして周知の難しさ、職場内での御協力をいただくことの難しさを実感したところでございます。しかしながら、今後も毎月1日を訓練日として継続することで、市内事業者に対し、むやみに移動せず、とどまることの周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料3の帰宅困難者対策用備蓄品の整備についてです。本市では震度5以上の地震発生の場合、市内252か所の全避難所を開設いたします。震災当日に避難者を受け入れた61施設のうち、主要駅近隣の避難所は多くの帰宅困難者で混乱いたしましたが、郊外の避難所では数名程度の避難者が訪れ一夜を明かしていくという状況がございました。帰宅途中の避難者は一時的な宿泊を求める少数の避難者にも対応できるように、個別に提供できる備蓄品が必要であると考え、いつでもそのまま食べられるクラッカーと毛布に代わりましてコンパクトなアルミ保温シート、更に500mlの飲料水の3点セットを帰宅困難者支援用として新たに備蓄することといたしました。

続きまして、資料4の「避難所における通信手段の多重化について」でありますが、今回の大震災では電話のふくそうにより帰宅困難者が情報をとれなかったことや、災害対策本部と各避難所間の通信が途絶し、通信回線の脆弱性が浮き彫りになりました。本市といたしましてこの経験を踏まえ、移動系防災行政無線のデジタル化再整備を早急に進めておりますが、併せて震災時に比較的つながりやすかったPHSに着目いたしまして、全避難所と災害対策本部などを結ぶ通信体制の確保に努めております。また、NTT特設公衆電話は災害時優先電話であり、避難所開設時に避難者や安否確認のための連絡をとることに用いるほか、避難所の通信手段としても有効であることから、首都直下地震を想定した事前の設置を進めております。このように本市におきましてはそういった通信手段の多重化を進めているところでございます。

以上で、さいたま市からの御報告を終わりにさせていただきます。

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

続きまして、不動産協会の木村理事長、よろしく申し上げます。

○不動産協会 不動産協会理事長の、三菱地所の木村でございます。

帰宅困難者等の対策につきまして御紹介いたしたいと思っております。もう一つ、大手町・丸の内・有楽町等の事例につきましても御紹介をさせていただきたいと思っております。

3ページをお開きください。今、防災の取組みを行っておりまして、これは個々の企業、

それぞれの会員がやっていたのですが、やはり東日本大震災を契機にして不動産協会としてしっかりとした防災対策あるいは不動産業の果たすべき役割を研究会を通じて認識しようということで設置をいたしました。座長は前の東京都副知事の青山先生、協会の主立った企業8社の企画部長クラス、あと政府の方からも内閣府あるいは国土交通省・東京都からも皆さんにオブザーバーとして参加をしていただきまして、忌憚のない御意見をいただいております。3月には報告書をまとめ、以降対外発表し、また会員に対してしっかりと認識あるいは役割をやってもらうということで周知徹底する所存であります。

続きまして4ページでございますが、研究会の検討項目が3つございます。

1つ目は防災に優れた都市づくりということの中で、再開発、建て替えについて。安心安全、快適な防災機能に優れたまちづくり、あるいはエリアマネジメントをしっかりとやろうということが1つございます。2としてハードの問題で、新築、改修を通じまして、防災に優れたストックの形成を行う。3が単なるハードだけではなくて、防災の観点からビルとかマンション、それぞれの商品企画とか管理運営面で対策をしっかりとやっていこうということで、この3つを1つの中心にしてやっております。

ハード・ソフト両面からの都市の安全性を高めるということで、もう一つの検討項目がまさに今、ここで議論になっております一斉帰宅の抑制、あるいは、不動産業者としての帰宅困難者への対応でございます。私どもも都心部にたくさんのオフィスビルを所有しております。従来より帰宅困難者対策には大きな関心を寄せておりますけれども、今回の大震災のところで足りなかった面等も反省をしまして、これからの一層しっかりとやっていこうと思っております。

この協議会の第1回目で御紹介いたしましたけれども、3月11日の際には私どもの三菱地所の関連では首都圏で3,500人の帰宅困難者を迎え入れました。しかし、これが首都直下型になりますと、恐らく歩いて帰ることはまずできなくなるだろうと。最近の震度7の地震においては道路とかいろいろ破壊されたものとか、あるいは電柱が倒れたとかで通れることはないということで、またこちらに戻ってくることも十分考えられますので、桁違いの帰宅困難者の数が出てくると思っておりますので、それに対する対策を講じる必要があると思っております。

3つ目でございますけれども、2つ目、1つ目にもありますように、民間事業者としての役割を明確にしようということと同時に、防災に優れた都市づくりということで自助・共助・公助とよく言われますけれども、こういった公民連携、役割分担を整理した上で規制緩和あるいは助成といった総合的な支援措置についても要望をとりまとめたいと思えます。例えば1つの例でございますけれども、帰宅困難者に対する備蓄をビルの中で設置する場合に、備蓄場所について容積率については多少緩和といたしまししょうか、容積不算入にするとかいった措置も必要ではないかと思っております。

7ページ目でございますけれども、帰宅困難者対策に取り組むに当たって課題として認識している点を簡単に申し上げたいと思えます。1にありますように、いわゆる行政と関

係先との連携を深めて解決していく課題がございます。無人の管理ビルは結構多く、そういうビルでテナントに安心して残留していただくために、ビルの安全確認をいかに迅速に行うという問題がとじてございます。それから、停電時の非常用発電の運転時間の問題、3日、72時間というのが1つのルールになるかもしれませんが、こういった面での運転時間の問題。あと周辺関係先の通信手段をいかに確保するかという問題がございます。

もう一つは、今後の検討課題とされておりますが、2にあるような形で我々の共助の取組みを支援促進する総合的な支援措置。事業者にとって過度の負担にならないような考え方も取り入れていただければありがたいなと思います。

いずれにしても不動産業界といたしましては、帰宅困難者対策は都市における我々不動産事業者の社会的役割と認識しておりますので、これからも積極的に取り組んでまいりたいと思いますけれども、これらの取組みがより広く浸透して、実効ある取組みになるよう後押しをお願いしたいなと思っております。

8ページは今まで申し述べたことを図示したものでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

引き続き9ページ目でございますが、大丸有地区の取組みについて簡単に御紹介したいと思っております。

大丸有というのは大手町・丸の内・有楽町ということでございますが、建物棟数が今、109棟くらいございます。面積にして120haの土地がございます。事業所は約4,000社。就業人口は23～24万と言われております。そのうちの75社は地区内に本社がある東証一部上場企業でございまして、連結売上高は124兆円と計算をしております。

次の11ページ目でございますが、これは昨年3月11日の東日本大震災のときの丸の内の対応でございます。丸ビル、新丸ビルにおいては約1,500人の帰宅困難者を受け入れました。ビルとしては空調を翌日まで連続運転いたしまして、共用部のトイレを開放したり、ブルーシートの提供を行ったということであります。丸ビルには千代田区の防災倉庫がございまして、震災当日も東京駅周辺防災隣組という共助の組織がございまして、ここに6名の方がリーダーシップを発揮していただいて、毛布700枚とかいろいろな物資を運んで頂いたわけであります。

12ページ目は写真が出ておりますけれども、帰宅困難者の方々に安心していただくために情報の提供が欠かせません。そういった意味で、大丸有エリアのメディアである丸の内ビジョンというものがございまして、それによって帰宅困難者の方々に情報を提供いたしたというところであります。それから、飲食店舗もたくさんございまして、この方たちは日ごろの信頼関係というのでしょうか、コミュニケーションもいいということもございまして、自主的に帰宅困難者の方に温かいスープとかコーヒーとかいろいろなものを提供していたというのも我々にとっても大きな励みであったと思います。

13ページ目は震災以降、さらなる防災対策をエリアとして考えようということで、大手町・丸の内・有楽町地区の再開発計画推進協議会がございましてけれども、その中でも都

市防災の権威である伊藤先生を委員長とした有識者会議を設立して、その議論を今、重ねている最中であります。

14 ページ目では有識者協議会での帰宅困難者対策の議論の中身でございます。先ほど来お話がございましたけれども、地区内の就業者に対してむやみに移動はさせない、これがまず第一。それから、企業の BCP、ほかの支援活動に当たることができるような環境を整備しようということをコンセプトとして対策を検討いたしております。

大丸有地区では独自に帰宅困難者の属性と規模を算出しております。国等で行われた平成 20 年のパーソントリップ調査に基づき平日の大丸有の滞留人口は約 30 万人とし、実施したアンケートを参考に、その 6 割の 18 万人が自社オフィスに滞留するという想定をいたしております。それから、ビジネス目的の来街者もございますので、その方々については原則として各事業者が自助といたしまししょうか、自主的に対応することにいたしております。それから、駅構内とか鉄道の車両内はピーク時 3 万人が滞留するだろうと。この方については各事業者が中心となって、行政等と連携して対応するというところでございまして、その他徒歩移動中である方が少なくとも 1～2 万人いるかなということございまして、この方たちは地区として対応する、いわゆる共助といたしまししょうか、そういった観点から対応する必要があるかなと思っております。この試算には他地区から流入する帰宅困難者が含まれておりませんので、例えば周辺地区が被災すると、そういう方たちがどっと押し寄せる可能性もございますので、そういったものはまた改めて想定したいと思っております。

最後、15 ページでございますけれども、企業単位では対応に限界がございますので、地区として企業同士の共助を行っていかうということが求められると思えます。私どもの地区では、各企業の自助としての BCP に加えて、面的な防災対策としての District Continuity Plan、DCP をつけ加えることによってさらなる安心安全のまちづくりを実現したいと思っております。強靱な都市インフラと、企業間の連携が可能なエリアを実現することによりまして、各企業の BCP を高い水準で実行可能とする、そして機能が途絶しないエリアということで Business Continuity District、BCD。これは独自の呼称でございますけれども、こういうものを目指して、猪瀬副知事からございましたように、スピード感を持ってこれからもやっていきたいと思っております。

以上、長くなりましたけれども、私の説明を終わらせていただきます。

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

続きまして、日本経済団体連合会の橋本委員長、よろしく申し上げます。

○日本経済団体連合会 経団連で防災に関する委員会の委員長を務めております、日本アイ・ビー・エムの橋本でございます。よろしくお願いたします。

私の方から、帰宅困難者対策に対する経団連の取組みについて、御説明申し上げます。

経団連では、東日本大震災の教訓を踏まえまして、去る 3 月 5 日に提言「災害に強い経済社会の構築に向けて」をとりまとめ、公表いたしました。本日は、お手元に 2 部の資料

を御用意させていただいております。一部が「災害に強い経済社会の構築に向けて」と題する提言の本体、もう一部が別紙で「東日本大震災に際しての企業の対応に関するレビュー」と題したアンケート調査結果に関する冊子でございます。

帰宅困難者対策については、今、お話をされました不動産協会の木村理事長が私の前任の委員長でいらっしゃる時に、2009年の提言で『企業に求められる地震対策の10か条』を示し、その1つとして「社内外の帰宅困難者に関する取組の推進」を掲げております。このように、経団連では、かねてより帰宅困難者対策の強化に努めてまいりましたが、今回の提言作成の過程においては、この地震対策10か条のフォローアップを兼ねまして、昨年夏以降、関係企業間の会合を10回以上開催し、各社における取組みの強化や経験の共有に努めてまいりました。

本日は、今回の提言の中から、帰宅困難者対策に関連して、3点お話ししたいと思います。1点目は「一斉帰宅抑制の指示方針の徹底」、2点目が「活かした情報の有効活用」、最後に「企業と地域社会と行政との連携」であります。

まず1点目でございますが、提言本体の8ページ、下段⑨をご覧くださいと思います。提言本体は、文章でございますので、内容を要約して、簡単に御紹介させていただきたいと思います。ここでは、企業は災害発生時に社員等の安全確保、混乱の増幅防止のため、社員等に対して一斉帰宅の抑制を改めて周知・徹底することといたしております。一方、アンケート調査結果を見てまいりますと、災害発生時における帰宅・待機の指示方針を事前に策定した企業は回答企業の4割にとどまっていたわけございまして、災害発生時の混乱防止に努めるべく、そうした方針の策定を各社に促すとともに、一層の周知・徹底を図ってまいります。また、今回の提言におきましては、一斉帰宅抑制に向けた対策の実効性を高めるためにも必要となる、安否確認手段の多重化や備蓄の確保など、東日本大震災で明らかになった課題についても取り上げております。これらの課題についても、一層の強化に努めてまいります。

2点目でございますけれども、災害時に適切な対応を図るための活かした情報の有効活用の必要性ということでもあります。これは、提言本体の16ページ、下段3.に記載させていただいております。災害発生時の帰宅困難者対策の円滑な実施には、刻々と変化する状況に即応し、現場のニーズに応える活かした情報の収集、整理、発信が必要となってまいります。そのためにも、民間企業が有する知識や技術も積極的に活用し、関係機関との情報共有や連携を密にして、情報を必要とする人が必要なときに適切な情報を入手できる仕組みの構築に取り組んでいく必要があると思います。帰宅困難者等への情報提供につきましては、本協議会の主要課題として掲げられており、その課題を扱う「帰宅困難者等への情報提供体制について」というワーキンググループに、経団連も参画いたしております。有事に活用可能な情報の収集、分析、提供体制の構築及び行政機関における災害関連情報の適宜・適切な情報の発信に向けた実効的な対策について、ワーキンググループ等での議論を通じて、引き続き関係機関の皆様と一緒に検討を進めさせていただきたいと思っております。

ます。

最後に3点目でございますが、帰宅困難者への対応に際しての、企業と地域社会や行政との連携に関する問題であります。同じく提言本体の17ページ、4.のところに記載させていただいておりますが、首都直下地震において想定される、650万人を超える帰宅困難者への対応に当たっては、公的施設だけでなく、民間施設の利活用が不可欠であります。また、企業はBCPの発動と併せて、行政や地域社会と協力し合った取組みが求められるものと認識しております。しかしながら、施設提供者自体の被災が想定される中で、備蓄物資の費用や物資の保管スペース、施設の運営要員等のすべてを企業が負担することは現実的には困難であります。従いまして、民間施設の利活用に際しては、各地域の実情に応じて、企業の自発的な取組みを促すような仕組みが必要になってまいります。例えば、施設提供者への公的支援の在り方等についての施策など、今後、関係機関の皆様と十分検討を尽くしてまいりたいと思います。

以上で私からの御説明を終わらせていただきます。

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

続きまして、日本民営鉄道協会の杉山理事長、よろしく申し上げます。

○日本民営鉄道協会 日本民営鉄道協会の理事長の杉山でございます。

民鉄協の検討状況を簡単に御報告させていただきたいと思っております。

私ども民鉄協の中には、大手民鉄の関係各社の担当を集めましてワーキンググループを設置いたしまして、その中で検討を進めているところでございます。鉄道事業者の場合、地震発生直後、帰宅困難者対策を初めといたしまして、幾つかの作業が同時並行的に進んでいくわけでございます。したがって、鉄道事業者が地震発生直後、どのような作業が全体的に進むかを併せて説明させていただきながら、帰宅困難者対策の検討状況をお話しさせていただきたいと思っております。

お手元の資料2枚紙に従いまして説明をさせていただきたいと思っております。

5点ほど書いてございますが、まず「1. お客様の避難誘導及び被災・被害状況の確認」でございます。ここで言っているお客様というのは、まず現に列車に乗っておりますお客様が多数いらっしゃると思います。このお客様の避難誘導を迅速にやっていかなければならないということでございます。また、このお客様は駅に参りますと帰宅困難者ということになるわけでございますが、いずれにいたしましてもこの乗っているお客様の避難誘導をまずやる。

併せまして、鉄道施設の被災状況を迅速に確認をして、早期運転の再開に向けた対応を進めるということでございます。このことが帰宅困難者に対する情報提供や、一刻も早い運転再開につながることを考えている次第でございます。

2点目の早期運転再開でございます。直下型地震の場合には3月11日とちょっと違いますが、早期運転再開がなかなか難しいことが考えられるわけでございますが、いずれにいたしましても鉄道事業者はとにかく早期運転再開に取り組むことが非常に大事だと考え

ております。そこで早期運転再開に向けましては各社各線たくさんあるわけですが、やはり各社の中でそれぞれの路線特性を考慮して、優先して点検し、運転再開をする区間を決めていきまして、その優先順位に従って点検、運転再開を目指すということを考えております。

それから、やはり運転再開に向けて難しいのは、点検復旧のための要員の確保、資材の運搬の迅速化でございます。阪神大震災のときのことを振り返ってみますと、道路等が大変壊れておりまして、その移動が困難になるというような状況もございますが、ここを何とか工夫をしてやらなければいけないということで検討中でございます。

もう一つは、運転再開する場合には当然ネットワークになっておりますので、鉄道関係事業者間の連携が非常に重要だと考えております。この点につきましても連携強化をこれから早急に検討してまいりたいと考えております。

3点目の「駅の一時滞留・待機等の場所の決定及び定められた一時滞在施設への案内・誘導について」でございますが、現在、ターミナル駅で一時的にお客様が滞留・待機できるスペースの検証をしております。東京、渋谷、池袋、新宿の主要4駅に加えまして、その他大体20駅程度になろうかと思っておりますが、そういった駅につきまして、現在、検証中でございます。具体的には起終点や乗換駅等の地震発生時に混乱が予想される民鉄のターミナル駅を対象とするということで考えております。それぞれの駅につきまして、現在、具体的な数字の落とし込みをやっております。ベースとなりますのは、この協議会の報告書の案にもございますように、3.3㎡に2人ということの基本として、今、その数字の算定を急いでいる状況でございます。

どうしてもスペースの制約等で確保できない駅も出てくるところもあるかと思っております。

トイレ、公衆電話等の提供につきましては、原則としてできる限り提供してまいりたいというぐあいに考えている次第でございます。

一時待機施設への避難に当たりましては、自治体等の関係機関との協議が非常に重要になっております。既に一部では県単位、市町村単位で帰宅困難者ワーキンググループ等々の意見交換を始めております。勿論引き続き協議を進めてまいりたいと思っております。

4点目、「備蓄品」でございます。備蓄につきましては主要ターミナル駅への備蓄ということで、まず東京、新宿、渋谷、池袋の4駅の先行配備を検討しております。併せまして、先ほど申し上げましたように、その他のターミナル駅につきましても、今、備蓄の配備の検討をしている状況でございます。ちなみに東京メトロでは既に原則として各駅の備蓄を終えているということでございまして、全体で10万人分の水とブランケットの配備を既に終えているということでございまして、いずれにいたしましても備蓄につきましても具体的に早急に検討をしてまいりたいと考えております。

備蓄につきましては関係の自治体やエリア関係者との連携による備蓄品、災害時要援護者を対象といたしました備蓄品の共同備蓄のようなものがないかという点につきましても検討しているという状況でございます。

最後になりますが、「適切な情報提供」ということをごさいます。やはり情報提供、運行情報の提供は非常に重要なポイントになるかと思います。3月11日や今までのさまざまな災害時での蓄積もごさいます。そういった今までの経験を踏まえまして、できるだけ具体的にわかりやすい情報の提供の仕方を検討しているところをごさいます。具体的には異常案内時のディスプレイや、あるいはホワイトボード、急告板等々を駆使いたしまして、それぞれの駅にできるだけ適切な情報提供方法を現在、検討中ということをごさいます。

以上のような形で私どもは昨年の大震災の経験を踏まえましてさまざまな検討、取り組みをしているところをごさいますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

以上をごさいます。

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

続きまして、東日本旅客鉄道の石司副社長、よろしくお願ひします。

○東日本旅客鉄道 JR 東日本の石司でございます。

当社の対策について御説明をさせていただきます。

まず、首都圏地震対策はやはり3月11日の震度ではないということから、お客様の安全だとか早期の運転再開を可能とするために設備の強化が喫緊の課題だと考えております。先般、首都圏500億円を含め、社として1,000億円の耐震補強対策も決めたところをごさいます。首都圏につきましては耐震補強第2ステップとして、今、設計、精査中のごさいます。第2ステップについて早急に決定をしていきたいと考えてございます。このような耐震補強対策があるわけをごさいます。想定される最大震度の場合、運転再開も当面、72時間くらいはお客様の救命救助に徹底することになるのではないかと考えてございます。

帰宅困難者対策につきましてはこの資料にありますように、まず1番として避難場所への案内・誘導。東京30キロ圏内に250駅ございます。そのうちの50駅はスペースがございません。新大久保の駅などを御想像いただければと思うのですが、可能な駅が200駅ございます。1人3.5㎡で計算いたしまして、約6万人この200駅でお客様を収容することができます。また、グループの駅ビルホテルが四十数か所あるわけをごさいます。ここで約1万人収容できると考えてございます。当然スペースがない駅におきましてトイレ、公衆電話等につきましてはお客様に御利用していただけるようにしていきたいと考えているところをごさいます。

自治体等との協議でございます。30キロ圏内、254駅に対して83の自治体がございます。現在、11の自治体との協議が終了してございまして、43の自治体との協議を行っているところをごさいます。未着手の40の関係自治体等につきましてはお声かけをしているわけをごさいます。これからも引き続き協議を進めていきたいと考えてございます。

2番目が情報でございます。情報については2つございまして、まず私ども鉄道事業者として積極的にお客様に情報を御提供するという非常時案内用ディスプレイでの情報提供

でございます。3月末までに120駅設置が完了いたします。2012年度におきましても35の駅について異常時案内用ディスプレイを設置していきたいと思っております。

2つ目がお客様が自ら情報をとれるようなWi-Fi環境をきちんと整備するという考え方から、公衆無線LAN、WiMAX基地局の整備等々につきまして、これも早急に、ここに書いてありますように、駅構内に公衆無線LANアクセスポイントの設置だとかWiMAXの強化だとかそういうことにつきまして進めていきたいと考えております。

3番目、備蓄品でございます。主要ターミナル駅の約30駅でございますけれども、既に17の駅におきましてペットボトル、食料、エマージェンシーシート、簡易トイレ、この4点セットにつきまして17の駅について配備を完了しております。東京、新宿など大規模な駅は実はそのスペースがうまくまだ見つかっておりませんので、増築等も必要になってくるわけですが、2012年度の上期を目標にすべてのターミナル駅については帰宅困難者用のこういう備蓄品を整備していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

説明は以上でございますが、あとお手元に防災カードを配付させていただいております。これにつきましては、日本フランチャイズチェーン協会から御提供いただいたものでございまして、吉田委員長から何か一言ございましたらよろしく申し上げます。

○日本フランチャイズチェーン協会 では、一言だけ。ワーキンググループに必ず参加させていただいて、情報はきちんと各社に伝えて、先行してこういうふうにつくった企業があります。これは実はローソンになっていますが、26万部全国のアルバイトまで配布をさせていただいています。要は人は動くということで、若い方にきちんと理解していただいて、東京に来たときも理解を促進しなければいかんということで先行させていただきました。こういったところも著作権がやはり必要なもので、我々が持つことによって、逆に言うと、著作権で小さな企業に御提供ができればということで、これは東京都の配布物を参考につくらせていただいています。昨日もファミリーマートが同じような防災カード、これとはちょっと内容は違いますが、17万人に配布するというので、先行して各社がやられています。

それと今、情報の提供ということで、帰宅困難者の店舗ということで、コンビニエンスが中心なのですが、民放連と協議をさせていただいてまして、ラジオをどうやってシステムを使って流せるかというところも協議を始めさせていただきました。正しい情報がきちんと伝えられる状況というところで、録音をしてでも、5分前の情報ですとか10分前の情報ですとか、可能な限り対応していきたいなど。

あとコンビニと飲食が中心になっていますけれども、Wi-Fiの拠点ということでもう各社先行して発表しているとおりに、数社のところではもうできている状態になっています。東京を中心にまず先行していますので、各社どこに行ってもコンビニに寄っていただければとかファーストフード業界の店舗に寄っていただければ情報がとれるという状況になって

いますので、是非よろしく申し上げます。

以上でございます。

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

以上、皆様方の取り組み状況についての御報告でございますが、何か御質問等ありましたら、あと 10 分ちょっとくらいでやりたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○猪瀬東京都副知事 これはいいですね。これは民鉄協会も時刻表を駅に置いてありますけれども、これを駅に置いたらどうですか。JR も。改札の近くとか。

先ほどの民鉄協会の報告だけでも、「検討する」という言葉が 20 か所もあるのだよ。こういうものはこの時点で具体的なことを求めているわけだから、こういう具体的なものを示せばいいのですよ。検討します、検討しますといっぱい書いても、そんなものははっきり言いまして、今、もうこの時点では何がすぐ役に立つかということをやろうとしているわけですよ。我々は当然日常的な組織ですよ。警察と消防とか自衛隊とかいうのは非日常を前提にしているわけで、我々が警察にお世話になるときといえば、交通違反くらいはあるけれども、本当にお世話になったらたまらないわけですから。消防も、自分の家に消防が来るということとはとんでもないことだから、火事になっているときですから。要するにそういう非日常を専門にしている専門機関と、我々は日常性を前提にして行政やビジネスをやっているわけですから、そのときに日常性を前提にしているところが危機管理をやろうということであって、そうするとやはりちょっとした工夫みたいなものを出していかないと。勿論全般にいろいろ聞いていて感心することが多かったのですが。

東京都は備蓄条例をつくりますよ。さいたま市は備蓄の一覧表を並べてありますけれども、災害時は、これが届かない無政府状態になっているから問題なので、だから各企業がそれぞれみんな持っていないと、つまり非日常のときには行政が追いつかないからこの会議をやっているわけですから。我々は条例をつくります。プロトタイプができますから、そのまま少し変えれば各自治体が使えますので、是非急いでやっていただきたいと思うのです。

三菱地所が言った容積率の不算入の問題は、非常に重要な問題提起だと思います。それは考えなければいけないと思いますけれども、ただそれを待っているといつまでも、今度それをまた議会にかけたり、いろいろな細かい話が出てくるわけで、方向性はよくわかりますが、やはり今やれる場所でやるしかないということだけは徹底していただきたいと思うのです。

○原田内閣府政策統括官 民鉄協会、何かありましたらよろしく申し上げます。

○日本民営鉄道協会 私の説明が大変不十分だった点もあろうかと思いますが、検討するといいますか、検討中で今、数字を集めているところでございます。具体的な数字の落とし込みを現にやっているところでございます。例えば一時滞留の人がどのくらい可能かというようなところにつきましては、主要ターミナル 4 駅でいきますと大体 1 万 5,000 人程度かなと。その他の 18 駅が大体 1 万 3,000 人くらいかなということでございますが、ま

だ実は精査が終わっていないというところもございまして、検討するというような表現になっておりました。そういう意味では具体的な数字を検討中でございます。ただ、今、確かに御指摘のように、表に出していないところでもございましたので、その点につきましては急がなければいけないということでございますので、御指摘を踏まえまして具体的な検討を進めさせていただきたいと思っております。

○猪瀬東京都副知事 よろしくお願ひします。わざわざ中間とりまとめをやっているわけです。今年の夏にということだったのですよ。3月11日の前に中間とりまとめもできなくて何が危機管理かという問題なのですよ。今、おっしゃられた途中の経過の数字でもそういうときに出してくださいよ。最終的にはこうなりましたでいいわけですから。途中途中の報告が今、大事なわけであって、やはり3月11日までにある程度ここまでやりますよということを出さないと、1年間何をしていたのだということになるのではないですか。

○原田内閣府政策統括官 ほかに何かございませんでしょうか。

○不動産協会 先ほどインセンティブということを行いましたけれども、当然のことながら今のスペースの中でどうやるかということも考えておまして、我々の中では一応3日間が1つのルールになるだろうと。そこに対して例えば在館の方もいるし来街者の方もいるので、どの程度とれるか、もう具体的に我々は昔からセットしております。ただ、今、どうしても備蓄品となりますと一番地下の4階とかそういうところに置くのですが、エレベータが止まりますとそれを運び出すのも大変なものですから、これからは上の方にある程度上げざるを得ないだろうと。スペース的にも在館あるいは来街だけでなく、他からなだれ込んでくる方もいますので、そういった意味ではもう少し備蓄スペースは増えてくるだろうということもあります。これからの新築ビルになると思いますが、恐らくそういった意味ではそういうスペースがどんどん増えてきますので、多少ともインセンティブ的なものは今後の新築ビルにあった方がいいのではないかとということで、それより一層備蓄とかそういうものがしっかりできるようにしたいということでございますので、また御検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○猪瀬東京都副知事 事務机の引き出し1個空けるだけで収まるのですよ。机の上にたくさん書類ばかり置いて片づけていない人がいますけれども、それをちょっと片づければ、机の上は人によって随分個人差がありますね。引き出し1個使えばかなり入りますよ。とりあえず3日分の食料と水は引き出しに入りますよ。毛布は入らないけれども、先ほどの銀色のアルミの保温シートだったら入りますね。割とそういうことが大事なのではないかな。

○不動産協会 日常の中でできるかどうか考えた方がいいですね。今の机が汚いというのは非常に耳が痛いお話でございました。私も汚いものですから。

○日本フランチャイズチェーン協会 大手は多分そういうふうに工夫はされると思うのです。やはり問題は中小のところで、私はローソンに所属していますがけれども、猪瀬副知事が言うように、実はみんなもう机に引き出しがないのです。そんなところもあるのです。

実際フリーデスクといってどこでも作業ができるように、机もそういう予備のものも置かないという時代になってきていて、逆に言うと、結構な工夫が必要なのではないかなと。

それとタイミング的に流通備蓄という考え方、どのタイミングで入れるのかというのが多分大きな役割になるのかなと。3月11日のときに我々の業界でいくとコンビニエンスさんで物が一斉になくなったという実態が事実あるわけで、一斉に買いに来られるわけです。それをどのタイミングで入れていくかというところを今後の課題としては考えておく必要があるのではないかなと思います。

あと先ほど1つこのカードで忘れたのですが、実は電子通信事業者の御協力でいただいたのですが、1日ではなくて通信訓練ができるように今回できていますので、是非3月11日もこれが使えることを周知いただければありがたいなと思います。

○原田内閣府政策統括官 ほかにございませんでしょうか。

私から1つだけ。これは鉄道関係なのですけれども、別の検討会で鉄道についての運転再開あるいは復旧の目標時期はあるのでしょうかということが議論になって、そのときは被害状況がどうなるかわからないので、そういうものはありませんというお話だったのですけれども、一方で電力などは、そのとおりになるかどうかは別にして、一応復旧の目標時期を持っておられるのです。先ほどのお話にもありましたけれども、復旧のための人員とか資材の調達計画をあらかじめ確保しておくという意味でいうと、そのとおりになるかどうかは別にして、復旧目標みたいなものを設定しないと事前の計画もできないのではないかなという意見もあるのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○東日本旅客鉄道 私どもはこの前御説明させていただきましたように、カイン値ということで設備を管理をしてございます。どのくらいの想定震度にするかによるわけですが、例えば前回のような震度ですと、12時間であれば運転再開ができると思っておりますが、例えば震度7ということになりますと、72時間は運転再開はできないのではないかと考えております。72時間はお客様の救助救命に徹する状況になるのではないのかなと考えております。

○原田内閣府政策統括官 逆に言うと、72時間後に再開をするという目標で、いろいろな復旧作業等をやられるということなのですか。

○東日本旅客鉄道 御質問の趣旨がいま一つあれなのですけれども、例えば先ほど500億と言いましたけれども、第2ステップとしては1,000億円を超えるような耐震補強をしていくこととなりますが、そのときに盛土がどのくらい壊れるかということをごとまで想定するか、もしくは想定できるかという技術的な問題になってくるのだらうと思います。したがって、今、申し上げましたように、72時間後の運転再開を目標として、それまでは救助救命するということになると思います。

○原田内閣府政策統括官 ほかにございませんでしょうか。

では、次の議題に移らせていただきたいと思います。中間報告について御審議をいただきたいと思ひます。

まず事務局から簡単に御説明をお願いします。

○越智参事官（内閣府事務局） それでは、資料 2-1 という A3 判と資料 2-2 という中間報告（案）を、お手元に出していただきたいと思います。

まず資料 2-2、分厚い方の中間報告（案）を出していただければと思います。1枚繰っていただきますと目次等がございまして、背景等を書いて、4ページをごらんいただきたいと思います。検討体制ということで、今日は3回目の協議会ではありますが、これまでに幹事会を6回、それから、3つのワーキングがございまして、7回ワーキングをやってこの中間まとめをさせていただいているところであります。

その過程で、5ページ見ていただきますと、第2回の協議会で、11月22日ですが、一斉帰宅抑制の基本方針ということで、5、6ページに書いてあるような方針を決定させていただいたところであります。

それから先、8ページをごらんいただきたいと思いますが、備蓄の考え方、周辺環境の整備などについても、中間まとめですけれども、このような形でできるところからやっていくということで書かせていただいているところであります。

このようにやっていくと時間が大変かかりますので、大きい資料 2-1 をお開きいただければと思います。これが報告書の全体像であります。

「第1章 はじめに」というところは今、申し上げました大きな背景を書いております。

その下の大きなボックスに具体的な取組み内容ということで、2～8章までとなっております。先ほど8章につきましては、具体的な協議会構成員による取組み状況ということで御発表をいただいたところであります。

具体的な取組み内容として、6つほどそこに章立てしております。これまでも随分議論があったところでありますが、まずは第2章の一斉帰宅の抑制であります。3月11日のときは、やはり半数近くが早い時間で動き出しているという結果がアンケート等でもわかっておりますので、一斉帰宅抑制の基本方針を周知徹底して、遵守していくことが大事だという前提で書いてございます。

3つ目、今後「事業所における帰宅困難者等対策ガイドライン」ということで、これをいずれ作成することになっておりますが、これは第3章、第4章でもそれぞれ一時滞在施設の確保と運営、情報提供という形でガイドラインを作成することにしております。今までと大きく違うのは、国から、あるいは都からガイドラインを示す、あるいは民間団体から提案が出るといったことではなくて、この協議会の成果として官民一体となって検討してこのガイドラインを示すということに意味があるかと思っております。実効性が非常に高まる内容でまとめられるということで、事務局としても一所懸命やっていきたいと思っております。

第2章のところ、先ほど東京都から御説明がありましたが、帰宅困難者対策条例を制定していくという具体の動きも出てきております。

「第3章 一時滞在施設の確保」であります。3月11日のときにも94%の市区町村が

一時滞在施設を提供していただいております。ただし、それは指定避難所がほとんどでありました。これらの一時滞在施設をどのように確保して運営していくかといったようなこと、役割分担についての整理をきちんとやっていくということでもあります。

第4章は情報提供であります。情報を保有する機関と提供手段を保有する機関がきちんと連携をしていくということ、ツイッターなどの SNS の活用を十分に図っていくというようなこと、それから、何といたっても安否確認であります。安否確認手段を複数確保しておくということ、安否確認を確実にするための方策を促進していくということでもあります。このようなことを2、3、4章のところに書いております。

右に移っていただきまして、「駅周辺等における混乱防止」ということでもあります。3月11日のときも半分の駅で利用者を外へ誘導するというようなアンケート結果も出ておりましたので、そういうことに対して今後どういう行動ルールをとっていくかというようなこと、鉄道事業者と市区町村との連携というようなことで、これも具体的に進めていく必要がある。それから、駅前協議会の体制強化ということでもあります。特に発災時の指示系統とか役割分担を明確にしていくことがこれから重要になってきます。

「第6章 徒歩帰宅者への支援」ということで、これも災害時帰宅支援ステーションということで、今、もう1万6,000店が帰宅支援ステーションに指定されているということでもあります。更に住民等に周知するというさまざまな工夫が現在もされておりまして、これからもやっていく必要がございます。それから、役割分担とかそういうようなことでございます。

「第7章 帰宅困難者の搬送」でございます。救助救命が72時間ということで急いでされるわけですが、その後に帰宅困難者をどのようにして搬送するかということでございます。

これは2ページを少し見ていただきたいと思います。2ページの「4. 帰宅搬送シミュレーション結果」が右の方に縦に長く書いてあります。下の図を見ていただきますと、このシミュレーションでは、今までの想定震度6弱以上の鉄道については停止している、通行できないというようなことを前提にしまして、帰宅困難者をいわゆる徒歩帰宅できない特別搬送者と、一般搬送者に区分けをして推計をしたものでございます。その中で上の表にありますように、最も過酷なケースと書いてあります。本当にこれが最も過酷かどうか分かりませんが、いわゆる鉄道が止まって、代替バスが準備できる、そのうち半数のバスが利用できる、それから、半数の運転手が確保できるというようなことでシミュレーションしますと、そこにありますように運行速度が10キロの場合には特別搬送者のみで1.7日かかる。一般搬送者、10キロ以内の人は歩いていただくとして、それ以遠の人を搬送するとなると6日かかるといったようなことで、それぞれのいろいろなケースを設定してやっておりますが、数日はこのような形で搬送にかかるということでもありますので、そういう意味で備蓄をしっかりとやっていくというようなこととか、支援体制を確保しておくことが、こういうシミュレーション結果からも重要になっているということが伺えます。

1 ページに戻っていただきまして、帰宅困難者の搬送ということで、このようなシミュレーションを基に、より具体的な搬送の運用体制、情報をしっかり伝えることが大事であるということでもあります。そういう意味では一斉帰宅の数を減らす、きちんとした情報を知らず、集まってきた人を散らすといったようなことを、しっかりやっていかなければならないということでもあります。

今日は中間とりまとめでまだ途中経過でございますが、できるところから、やれるところからやっていくということで、またこの中間まとめ後も進めていただければと思いますし、夏には最終報告、そのときにはガイドラインなどもきちんと整備して、その後の進行が進められるようにやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○原田内閣府政策統括官 説明は以上ですが、御意見がございましたらよろしく申し上げます。先ほど猪瀬副知事のお話にもありましたけれども、中間まとめという意味では最後ですので、何か言い足りないことがあったらどうぞ。

○日本バス協会 日本バス協会理事長の藤井でございます。

この報告の中の概要版の参考資料の2枚目の帰宅搬送シミュレーションでございますが、実際今回の震災のときもそうですけれども、バスが立ち上がれる、震災が起きて再び運行ができるという可能性でございますが、最も早い今回の仙台市の場合ですと、その晩から一部非常な会社の努力で立ち上がったわけでございます。一方で、道路あるいは燃料の問題、運転手が自らの御家族のこともありまじょうし、営業所が倒壊する、石油がなくなるというような非常に過酷な状況がございますので、そういった帰宅の方々の搬送といいまじょうか、バスが運行するにしてもさまざまな条件を先般の事例は教えていただいていると思っております。また、今回一層震度がきつくなるという、震度7というような状況でございますと、営業所自体あるいは道路自体が火災その他のこともありまじょうが、相当な被災を受けるというようなこともあって、なかなか一律の搬送を想定することは難しいと思っておりますけれども、こちらに東京都の交通局がおられますが、これがうまくどのように機能し得るか、やはり十分な検討をしていかないといけないと思っております、更に勉強させていただきたいと思っております。

それから、阪神のときの事例でございますが、結局鉄道がしばらく、3日ということで再開できればいいわけですが、阪神間のメインラインが相当長期にわたって鉄道自体が途絶をいたしました。その間はメインの国道にバス専用レーンを敷きまして、1分間に5台ないし10台のバスを鉄道代行輸送と。ここは搬送のシミュレーションの前提として鉄道代行輸送は含まれないという仮定を置いておられますけれども、実際の人の流れは帰宅者だけではありませんので、そういった別な観点からの鉄道が途絶した場合のシミュレーションも是非また今後検討していく必要があるのかなと思っております。

○原田内閣府政策統括官 今回のシミュレーションは、ある種の前提を置いてということだと思いますので、今の御意見はこれから最終報告に向けて更に検討を深めるということ、また御協力いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかにございますか。よろしいですか。

猪瀬副知事、何かございましたら。

○猪瀬東京都副知事 それはバスの協会と民鉄の協会と話し合ってくださいね。バス専用レーンの話は非常に重要な話だと思います。

今回とにかくスピード感だというのが一番のテーマですから、安否確認ができれば交通機関で移動しなくていいのだということが前提で帰宅困難者の備蓄条例ができるわけですが、あえて申し上げますが、ツイッターとかフェイスブックとか、実際に皆さん、おやりになっている方は手を挙げてください。少ないんだよ。これが問題なのです。自分でやらないで人にやれなんて言ってもできるわけがない。これは世代的な問題もあります。年配の人が多から。若い人だったらみんな手を挙げますけれども、やはり今回3月11日でソーシャルネットワークのツイッターとかフェイスブックの役割がものすごく大きかったので、そここのところを是非自分でおやりになってください。

電気通信事業者協会はどこにいるのかな。

○電気通信事業者協会 はい。ここにあります。

○猪瀬東京都副知事 何か一言言ったら。

○電気通信事業者協会 この協議会の初回で通信網の輻輳が話題になり、当初から皆様にご迷惑をおかけしたということでした。今日、いろいろな報告書を拝見しましたところ、輻輳、輻輳という言葉がたくさんありましたので、最終報告等に向けて緊張感を持って、スピード感を持ってやらなければいけないなと思っております。

今までに何回か我々の取組みを御報告させていただきました。その1つが、安否確認手段の認知はかなり進んできているので、体験・活用を行っていただくことが大事であるということでした。今日、ローソンと一緒にやらせていただいたものをご紹介いただきましたが、それが、体験・活用の良い事例かと思えます。他の皆様もこういうパンフレットとかリーフレットをおつくりになりたいというときには、是非とも私に御連絡をいただければと思っております。通信事業者との連絡とか、スピード感を持ってやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと安否確認手段を様々な訓練等でご利用になりたいとの御要望がございましたら、通常1日、15日という形なのですが、それ以外でも極力、頑張らせていただきたいと思っておりますので、ご連絡をお願いいたします。今回ローソンの3月11日の訓練と同じように頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。

今、副知事からツイッターとフェイスブックを使っているかというのがあったのですが、実は安否確認でも全く同じで、私の方にもいろいろと取材とか問合せがあるのですが、その際に安否確認の伝言板を使ったことはございますかと聞くと、ほぼ100%皆さんは使ったことがないというのが現状でした。使ったことがないのに使え使えというのも、まさに副知事のおっしゃったことを私も我がことのように思っております。せっかくいろいろ取組をしていながら使ってもらえていないことを知ると悲しい部分もあるのですが、もっと

前向きにとらえますと、これから皆さんお一人おひとりが使っていただければこの安否確認も更に普及するものだと思っておりますし、逆に使っていただくことによってお叱りいただくようなこともあると思っております、そこはまたこのサービスのイノベーションの基礎になるかと思っております。よろしくお願いたします。

○原田内閣府政策統括官 ほかにございますか。

ほかに御意見がございませんようでしたら、ただいま御説明しました案をもってこの協会の中間報告にさせていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○原田内閣府政策統括官 ありがとうございます。

ちょっと時間があるので、すみません、最後、猪瀬副知事からごあいさつをいただきたいと思っておりますが、国の取組みのことを今日、御説明できなかったもので、2分だけ御説明させていただきますと思います。

今年の3月末までということですので、今回の帰宅困難者対策の中間報告が1つですけれども、もう一つ、今までの首都直下地震の取組みの中で多少手薄だったのが、首都中枢機能、震が関の機能も含めてその問題があると思っております、これについては検討会を秋以来つくってまいりまして、つい先日、その報告をさせていただきます。

もう一つは、首都圏でその中枢機能を維持することは原則だと思っておりますけれども、それがどうしてもできない場合のバックアップ機能の問題については、現在、国交省で検討されてまいりまして、これも近々に報告書が出ると思っております。

そういったもろもろの報告書を受けて、つい先日、一昨日でしたか、中央防災会議の中に首都直下型地震のワーキンググループをつくってまいりますので、この中で近々に検討を始めて、夏には当面の取組み方針を決定したいと思っております。

もう一つ、そういったことと並行して、これは先日来、新聞をにぎわしていますけれども、文部省の委託研究で東大の地震研究所等々が震度7になるとおっしゃってまいりまして、これは東京湾北部地震だけなのですけれども、首都直下型地震は18タイプの地震想定を今まで中央防災会議でやっていますが、もう一回地震想定の見直しを内閣府防災でやりたいと思っております。これは多少時間がかかりまして、恐らく秋くらいになると思っておりますけれども、そういった想定もやっていきたいと思っております。本来ならそういった想定をした上で対策を検討するのが筋だと思っておりますけれども、対策が急がれるので対策を先行して、並行して対策を決めて、夏までに当面の対策は決定したいというのがとりあえず国における取組みの状況でございます。資料をお配りしていただくのが恐縮でございますが、併せて御報告をさせていただきますと思います。

すみません、お時間をいただきましたけれども、最後に猪瀬副知事、よろしくお願いたします。

○猪瀬東京都副知事 今日は中間とりまとめ、中間報告で道筋がはっきりしたわけでありまして、皆さんの御尽力のたまものであるということで、共同座長の1人として厚く御礼

申し上げます。

文字どおりこれは待たなしですから。いつ来るかわからない。だからもう我々の日常生活の10年分のカロリーを一気に3日くらいの間を使うことになるわけです。我々は東日本大震災から少し離れていましたから、実際の被害は非常に少なかったのです。本当に直下型地震が来たら大変なわけでありまして、それも数年のうちに来るとか来ないとか地震学者が言っているわけですから、やはりここはもう少し本気にならないとなという感じがするのです。

東京都も今、条例が議会に出ていますけれども、実際の運用、この報告の中でいろいろな意見が出て、それが最終報告にまとめられるときに、条例のまた細かいところでどういうふうに運用するかという問題も多分重要になってくるのです。

あと広域的な問題ですから、東京都だけでなく、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市と首都圏連合できちんと取組みを共有化することが大事だと思っています。これは民間とか行政とかいう問題ではないですから、東京都とか神奈川県とか埼玉県とか、そういう問題ではないですから、エリアで1つの思想に向かって生きるというか、とにかく生存するということを前提にどうするかということの本気で考えるということでありまして、最終報告に向けて、より一層緻密にやっていきたいと思えます。皆さん、ありがとうございました。

○原田内閣府政策統括官 どうもありがとうございました。

それでは、改めて最終報告に向けて一層の御協力をいただきますことをお願い申し上げます。今日の会議を閉会にさせていただきますと思えます。

ありがとうございました。